

取得加算	詳細
機能強化加算	当院は「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っています。 ○患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っています。 ○専門医師又は専門医療機関への紹介を行っています。 ○健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。 ○保健・福祉サービスに関する相談に応じています。 ○診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行っています。 厚生労働省や都道府県のホームページにある『医療機能情報提供制度』のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。
電子的診療情報連携体制整備加算 2	当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、電子的診療情報連携体制を整備しております。 ○ オンライン資格確認を行う体制を有しています。 ○ 受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を取得し、診療に活用しています。 ○ マイナ保険証の利用を推進しています。 ○ 電子処方箋及び電子的な診療情報連携体制の整備を進めています。 ○ 診療明細書を無償で交付しています。 当院では、医療DXを通じて、安心して受診いただける医療の提供に努めてまいります。
ベースアップ評価料（Ⅰ） ベースアップ評価料（Ⅱ）	当院では2026年3月1日より「ベースアップ評価料（Ⅰ）」「ベースアップ評価料（Ⅱ）」を算定しています。これは、物価高騰や賃上げが進む中で、良質な医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただく環境を整えるため、医療従事者の賃上げを行い人材確保に努める、診療報酬改定で新設された取り組みです。 患者様には、診療費の一部ご負担がかかる場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。
一般名処方加算	厚生労働省は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。 ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。 そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただきます、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。
明細書発行体制等加算	当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者の方で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行いたしますので、ご希望の方はお申し出ください。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
長期収載品の選定療養について	令和8年6月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の2分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。
情報通信機器を用いた診療	当院ではオンライン診療において初診の場合には向精神薬を処方いたしません。
生活習慣病管理料	当院では栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行っております。 患者さんに対して療養計画書により丁寧に説明を行い、当該療養計画書に同意・署名をいただいております。 また、患者の状態に応じて以下の処方対応が可能です。 ・28日以上での長期の投薬が可能であること ・必要に応じてリフィル処方箋の発行が可能であること （ただし、院内の薬剤確保が厳しい状況から、1か月を超える長期の院内投薬の方は院外処方に変更になる可能性があります。ご了承ください。） ※高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となります。
外来感染対策向上加算	院内感染防止対策として、次のような取り組みを行っています。 ・感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。 ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施します。 ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。 ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。 ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。 ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
夜間・早朝加算	下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算 5 0 点を診察料に加算させていただきます。 ・土曜日：12:00以降 ※診療時間外は時間に応じた時間外加算・深夜加算・休日加算を診察料に加算させていただきます。